

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則をここに公布する。

平成23年10月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第62号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の施行について、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書に添付する書類)

第2条 共同省令第7条第12号に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業工程等確認書（第1号様式）
- (2) 法第19条に規定する帳簿の書式
- (3) その他知事が必要と認める書類

(廃業等の届出)

第3条 法第12条第1項又は第2項の規定による届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等届出書（第2号様式）により行わなければならない。

(登録の抹消の申請)

第4条 法第13条第1項第1号の規定による申請は、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録抹消申請書（第3号様式）により行わなければならない。

(申請の取下げ)

第5条 法第6条第1項、第13条第1項第1号、第28条第2項又は第53条の規定により申請を行った者は、当該申請に対する処分がされる前に当該申請を取り下げるときは、申請取下届出書（第4号様式）により知事に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第6条 登録事業者は、知事から法第24条第1項の規定により登録事業の開始の報告を求められたときは、当該事業を開始しようとする日の7日前までに、サービス付き高齢者向け住宅事業の開始報告書(第5号様式)によりその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合を除き、法第24条第1項に規定する報告は、業務等に関する報告書(第6号様式)により行わなければならない。

(立入検査をする職員の身分を示す証明書)

第7条 法第24条第3項及び法第36条第2項の証明書は、第7号様式によるものとする。

(手数料納付票)

第8条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部584の項に規定する手数料を納付する者は、共同省令別記様式第1号によるサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書の余白又は高齢者の居住の安定確保に関する法律に係る手数料納付票(第8号様式)に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月20日から施行する。

香川県知事 殿

事業者 住所
氏名 ㊟
（法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

事業工程等確認書

サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事業工程等については、次のとおりです。

1 サービス付き 高齢者向け住宅 の概要	名 称			
	所在地			
2 事業工程予定				
3 他法令の 手続状況	項目	内容	関係部局	手続（予定）年月
	敷地に係る事項	・開発許可		年 月
		・農地転用		年 月
	住宅に係る事項	・建築確認申請		年 月
		・消防法関係		年 月
	その他の事項	・介護保険関係		年 月
		・		年 月
・			年 月	
4 行政処分の有無	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無			
5 備考				

- 注意 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 事業工程予定の欄は、敷地取得、造成、設計、建築工事等の着手及び完了、事業開始、補助申請等のおおよその予定年月を記載してください。なお、別紙で工程表を添付する場合は、事業工程予定の欄の記載を省略することができます。
- 3 関係部局の欄は、関係部局又は関係機関の名称及び担当部課名を記載してください。

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 ㊟
（法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等届出書

サービス付き高齢者向け住宅事業の廃止等について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第12条第1項又は第2項の規定により次のとおり届け出ます。

1 届出の種別	<input type="checkbox"/> 登録事業の廃止 （理由 ） <input type="checkbox"/> 登録事業者の破産手続開始の決定によるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	
2 サービス付き 高齢者向け住宅 の概要	名 称	
	所在地	
3 登録年月日及び番号	年 月 日 第 号	
4 廃業等予定年月日	年 月 日	
5 廃業等に伴い実施する 入居者への対応その他の 措置		
6 補助事業、税制優遇措 置等の適用の有無	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無	
7 その他必要な事項		
※ 受 付 欄		

- 注意 1 ※欄は、記入しないでください。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
3 届出の種別の欄及び補助事業、税制優遇措置等の適用の有無の欄は、該当する□に「」を入れてください。

香川県知事 殿

登録事業者 住所

氏名

印

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

サービス付き高齢者向け住宅事業の開始報告書

サービス付き高齢者向け住宅事業の開始について、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第6条第1項の規定により次のとおり報告します。

1 サービス付き 高齢者向け住宅 の概要	名 称	
	所在地	
2 登録年月日及び番号	年 月 日 第	号
3 最終変更届出年月日	年 月 日	
4 事業開始年月日	年 月 日	
5 変更の有無	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無	
6 登録の基準への 適合状況	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合（ ）	
7 関係手続状況		
8 その他報告事項		
9 担当者連絡先	氏名 事務所の所在地 電話番号	

- 注意
- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 - 2 最終変更届出年月日の欄は、変更の届出をした場合に記入してください。
 - 3 変更の有無の欄及び登録の基準への適合状況の欄は、該当する□に「」を入れてください。変更の届出が必要な場合は、変更の届出を行ってください。
 - 4 変更がある場合（変更の届出を行った場合を除く。）は、当該変更の内容がわかる図面その他の必要な書類を添付してください。
 - 5 関係手続状況の欄は、建築基準法の規定による検査済証交付年月日及び番号その他当該登録事業に関する関係法令に基づく手続の状況について、記載してください。
 - 6 その他報告事項の欄は、できるだけ具体的に記入してください。なお、状況把握及び生活相談サービスを提供するために常駐する者の勤務予定計画表などのサービスの基準に関する遵守状況が確認できる資料を添付してください。

香川県知事 殿

報告者 住所

氏名 ㊟

（法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

業務等に関する報告書

サービス付き高齢者向け住宅事業の業務等について、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第6条第2項の規定により次のとおり報告します。

1 サービス付き 高齢者向け住宅 の概要	名 称	
	所在地	
2 登録年月日及び番号	年 月 日 第	号
3 最終変更届出年月日	年 月 日	
4 事業開始年月日	年 月 日	
5 変更の有無	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無	
6 登録の基準への 適合状況	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合（ ）	
7 報告の内容		
8 担当者連絡先	氏名 事務所の所在地 電話番号	

- 注意
- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 - 2 最終変更届出年月日の欄は、変更の届出をした場合に記入してください。
 - 3 変更の有無の欄及び登録の基準への適合状況の欄は、該当する□に「」を入れてください。変更の届出が必要な場合は、変更の届出を行ってください。
 - 4 変更がある場合（変更の届出を行った場合を除く。）は、当該変更の内容がわかる図面その他の必要な書類を添付してください。
 - 5 報告の内容の欄は、できるだけ具体的に記入してください。

第7号様式（第7条関係）

(表)

← 8センチメートル →		第 号
身 分 証 明 書		
(写真)	職 名	
	氏 名	
	<p>上記の者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項及び第36条第1項の規定により、立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日発行 (年 月 日まで有効)</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p>	
		↑ 5.5センチメートル ↓

(裏)

高齢者の居住の安定確保に関する法律（抜粋）

(報告、検査等)

第24条 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下この項において「管理等受託者」という。）に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している登録住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告、検査等)

第36条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し登録事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、登録事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

